

入会資格および入会条件

京都経済同友会にご入会いただくには、まず「入会者の資格」並びに「入会の条件」に適合しているかどうかをご確認下さい。

<入会者の資格>

- 「本会の目的達成に賛同する、京都府域で経済活動を行っている経済人」とします。“本会の目的”とは「日本経済の進歩と成長に寄与するとともに、地域経済の振興発展に貢献することを目的とし、それに資する経済人のあり方を探求する」ことです。
- 文化芸術事業者ほか専門事業・職種に属する方については個別に検討いたします。
- 経済人であっても、所属企業の業種・規模・業務内容、役職、経歴などを検討させていただく場合があります。
- 国籍が日本以外の場合は、日本と国交のある国・地域に籍があり、かつ外国人登録証明書を所持している方に限ります。

<入会者の条件>

- 社会経済体制のあり方について、本会が目指すところと基本的な価値観を共有できること。
- 本会の諸会合ほか活動に積極的に参加すること。
- 入会金、年会費、そのほか会員資格を維持するのに必要な費用を納入できること。
- 所属企業・団体の取締役、執行役員、理事など、経営陣の一員であることを原則とします。正会員の子弟については、近い将来、経営陣に加わることが認められている場合は役員でない場合も可とします。
- 在京都の支社・支店など出先機関に所属している場合も役員またはそれに準じる役職者で、当地において所属企業・団体を代表する立場にある方とします
- 本人もしくは所属企業・団体が、現在もしくは過去において反社会的勢力・団体と一切関係がないこと、そのような関係を疑われていないこと。また、現在もしくは過去において公序良俗に反する業務に携わっていないこと、携わっている（いた）と疑われていないこと。

「入会者の資格」「入会の条件」ともに適合するときは入会の手続きに進んでいただけますが、手続き上、2名の既会員（ただし2名とも会員歴3年以上で、うち1名は幹事以上の役員でなければなりません）の推薦が必要ですので、推薦者をお探し下さい。そして、まず推薦者から「新入会者の推薦状」をお出しいただき、了承されると、ご入会希望者ご本人から正式に「入会申込書」をお出しいただくこととなります。

以上